



# 監事監査報告書

令和2年5月23日

学校法人 守口東学園  
理 事 会 御中  
評 議 員 会 御中

学校法人 守口東学園

監事 宮本 玲 

監事 仲野 由季子 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人守口東学園寄付行為第7条の規定に基づき、学校法人守口東学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は、理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

## 1 監事の監査方法の概要

両監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

## 2 監査の結果

- (1) 学校法人守口東学園の業務に関する決定及び執行は適切であると認めます。
- (2) 計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 本学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上